
目安箱への投稿

■ 日付： 2019/11/29

■ 件名： 施工体制台帳の改訂ごとに添付する書類

■ ご意見・お問い合わせ

初回でA社に下請けとして契約し台帳（初回）を作成しました（当たり前ですが元請の台帳も作成）。

その後、B社を下請けとして新たに契約しましたがその台帳にも元請の台帳や建設業の許可等を添付する必要があるのでしょうか。

2回目以降は下請けのみの台帳で足りないのでしょうか？

■ 回答

すでに、元請の台帳を提出時に添付書類を提出しているのであれば、新たに下請契約をした場合でも、元請の建設業の許可等の添付書類は不要です。

施工体制台帳は、新たに契約した下請負人に関する事項を、施工体制台帳様式例－1、様式例－2に記載し添付書類を提出することとなっております。申し訳ありませんが、下請契約を行う毎に提出をお願いします。

なお、施工体制台帳様式例は、国土交通省ホームページに掲載しています。

【掲載場所】

国土交通省

→技術調査

→工事成績・施工基準関係

→[R1.6.4]「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について

→別添 様式例

<http://www.mlit.go.jp/common/001292309.pdf>